

令和8年度宇久井ビジターセンター管理運営業務に係る業務請負条件

本業務は、那智勝浦町及び宇久井海と森の自然塾運営協議会（以下「協議会」という。）と連携して行う宇久井ビジターセンターの管理運営を行うものであり、特にビジターセンターにおいて自然情報等の収集整理やその情報発信、自然観察会等の開催などの普及啓発が重要な業務となっている。

のことから、本業務を実施するに当たっては、業務に適した者を適材適所に配置する必要があり、配置される職員が自然環境に関連した資格又は経験を有していることが必要である。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類（以下「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

記

（1）提出書類

- 配置する職員（管理技術者、常駐職員及び補助職員）が、大学、短期大学若しくは専門学校において自然環境保全や生物・生態系に関する専門科目（環境保全学等）を履修していること、又は自然情報の収集及び発信を行う活動の経験を有していることが確認できる書類。（別添様式：配置予定職員経歴書）
- 請負者に防火管理者の資格を有する者が在籍することが確認できる書類。（請負者での業務履歴書（様式自由）及び防火管理者講習修了証）

（2）提出期限等

- ① 提出期限
入札説明書のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書 に同じ
- ③ 提出部数
2部
- ④ 提出方法
入札説明書のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
ア 封書の表に「令和8年度宇久井ビジターセンター管理運営業務に係る業務請負

条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

- イ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ウ 提出された業務請負条件資料について、内容確認のため提出者に対してヒアリングを行う場合がある。
- エ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

令和 8 年 3 月 10 日（火）

入札説明書のとおり